

第5章

町民との協働による自立可能なまちづくり (行財政・コミュニティ)

【 K G I (重要目標達成指標) 】

指標値	現況値 (令和 6 年度)	将来値 (令和 12 年度)
区長による地元要望の実現率	45.7%	60.0%
実質公債費比率 <small>地方公共団体の実質的な公債費が、標準財政規模を基本とした額に対してどの程度の割合を占めているかを示すもの。財政の資金繰りの程度を示す指標。</small>	7.2%	12.2%以下
将来負担比率 <small>地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対してどの程度の割合を占めているかを示すもの。将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。</small>	8.2%	50.0%以下

5-1

地域コミュニティの形成とまちづくりの担い手育成

【 現状と課題 】

- 本町では、町内に 29 か所ある地域集会所を拠点として、住み良い地域社会の実現に向けた地域の自主的・主体的なコミュニティ活動が運営されています。地域集会所は、地元管理により運営されており、地域の交流拠点としての有効活用が期待されています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに、これまで継承されてきた地域住民が集い交流する機会が減少しています。これにより、地域住民同士の顔の見える関係が希薄化しつつあります。また、地域の担い手の高齢化や町外に通勤する人の増加、企業の定年延長などにより、地域の活動に参加できる人が減少したことや、限定化したことも関係の希薄化の要因の一つとなっています。



町民が自主的に参加できる活動や交流の機会を充実させる支援体制を整えるとともに、活動の拠点となるコミュニティ施設の整備を支援します。また、世代や地域を超えた協働の仕組みを整え、多様な町民が参画できる環境を整備することも必要です。

【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
地域集会所整備補助金申請数	集会所を整備する補助金の適切な利用を進め、既存の地域集会所の活用を図ります。	4件/年	4件/年
シラコバト賞の受賞者	シラコバト賞の受賞者を継続して推薦していくことで地域づくりの担い手としての行動を促進します。	2名 (団体) /年	2名 (団体) /年

【 方向性と取組 】

5-1-1 コミュニティ施設の活用と整備

地域のコミュニティ活動の拠点となる交流施設の整備・活用を推進します。

(1) 地域交流施設の整備

こどもや若者から高齢者まで多世代が利用しやすい、新たなコミュニティ施設の建設を推進します。

(2) 地域集会所の活用と整備への支援

地域のコミュニティ活動が円滑に行われるよう、活動の拠点となる地域集会所の建設や修繕など施設の整備に対し支援を行っていきます。さらに、子育て支援や高齢者福祉など様々な分野における活動の拠点として、地域集会所をはじめとするコミュニティ施設を有効に利活用します。

5-1-2 コミュニティ活動の促進

情報収集や情報提供、各種顕彰事業を活用し、地域のコミュニティ活動を支援するとともに、活動の活性化や参加しやすい環境づくりに努めます。

(1) 自主活動の促進

地域コミュニティ活動を全町民に広げていくため、地域づくりの担い手として貢献された方を埼玉県シラコバト賞等に推薦し表彰することにより、個々の更なるコミュニティ活動意識の醸成と活動内容の拡大の促進を支援します。

(2) 彩の国コミュニティ協議会との連携

彩の国コミュニティ協議会と連携し、滑川町コミュニティづくり運動推進協議会を支援することで、住民の自治と連帯意識を高め、地域におけるコミュニティ活動を推進し、コミュニティ活動に参加しやすい環境を整えます。

5-2 住民と行政の情報の共有化の推進

【 現状と課題 】

- 町政情報を広く町民に発信するための広報活動として、広報なめがわなどの広報紙の発行とともに、公式LINEの運営といったデジタルによる情報発信にも積極的に取り組んでいます。本町の公式LINEは、登録者2,000人に達しています（令和7年9月時点）。
- 広聴活動としては、ホームページを活用した町政への意見・提言や行政懇談会の開催、パブリックコメントの実施などにより、町民の声を広く収集しています。
- 生活スタイルが多様化する中、様々な課題に適切に対応するためには、行政からの働きかけだけでなく、町民が町政に積極的に参加することが必要不可欠となっています。本町においても、各種計画策定などにおいて町民の意見や意向を的確に把握するために住民意識調査の実施や各種審議会等への委員の公募に取り組んでいます。



広報・広聴活動の充実や情報の分かりやすさの確保、さらに住民が意見を出しやすい参加機会の整備が必要です。特に、広報手段の偏りや参加者層の固定化、意見反映の透明性不足を解消していくことが重要な視点となります。

【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
ご意見メール受信件数	ご意見メールの受信件数の拡大を目指します。（広告メール等を除く）	116件/年	150件/年 (平均)
ホームページ閲覧件数	ホームページアクセス件数の拡大を目指します。（アクセスカウンターによる）	344,132件/年	400,000件/年 (平均)
広報なめがわ発行部数	町政を広く知ってもらうために広報紙の発行部数を増やします。	5,900部/月	6,200部/月
LINEの友だち登録者数	多くの方に町の情報を届けられるように登録者数の増加を目指します。	1,761人	3,100人

【 方向性と取組 】

5-2-1 広報・広聴活動の充実

町民に対する情報の提供機会を充実させるため、広報紙の発行や町のホームページを活用した迅速な情報提供や、電子媒体の活用などによる情報・資料の効率的な記録、保存に努めます。また、町長室のオープン化やホームページでの意見聴取、行政懇談会など広聴活動の充実に努めます。

(1) 広報媒体の発行

町民が町政を知る重要な媒体として、「広報なめがわ」を毎月発行するとともに、町民のニーズに即した、読みやすい広報紙となるよう内容の充実に努めます。

また、町内外に町の概要や魅力を発信するため、歴史・文化、地勢、住民サービスなど多彩な情報を写真やイラストで紹介する町勢要覧を定期的に発行します。

(2) インターネットの活用

町のホームページやSNS等を活用し、町の概要をはじめ公共施設の案内や生活情報、行政情報、防災情報などを広く町民に周知します。

また、インターネットの即時性を生かし、SNS等で、随時内容の更新を行い、常に最新の情報を発信できるように努めます。

(3) 電子媒体の活用

町政の内容全般、町民の生活の様子や社会の情勢を反映する記録を長期間保存し、行政及び町民が有効に活用できるよう行政資料のデジタル化を検討します。

(4) 広聴活動の充実

町民の声を広く聴取するため、町ホームページにおいて問い合わせを受け付けるとともに、町長室のオープン化による意見聴取、行政懇談会を開催するなど、随時町民の意見を受け付けます。さらに、より多くの町民の声を聴取するための機会を様々な分野で提供できるよう検討していきます。

5-2-2 住民参加機会の拡充

町民のまちづくりに対する意識の高揚を図るため、意識調査の実施や審議会等への参加を促進します。

(1) 住民参加機会の拡充

開かれたまちづくりを推進するため、各種計画の策定にあたっては、町民の意識調査を行うとともに、政策決定過程における住民参加として、各種審議会等の委員について、一般公募枠を設け町民より委員を選出します。

また、こども政策を総合的に推進するため、こどもの意見を表明する機会を確保し、施策に反映できる仕組みづくりに努めます。

5-3 平等で平和な明るい社会の形成

【 現状と課題 】

- 令和4年3月に「第3次滑川町パートナーシッププラン」を策定し、あらゆる分野において、男女の枠にとらわれず積極的に参画していく社会の実現に向けて取り組んでいます。
- 令和8年3月に「滑川町人権施策基本方針」・「人権施策実施計画」を策定し、差別のない明るい社会の実現に向けて、人権意識の高揚および人権についての正しい理解を深め、様々な人権問題の解決を図るべく取り組んでいます。
- 技能実習・特定技能、留学、国際結婚などにより、地域社会に定住する外国人が年々増加しています。言語・文化・生活習慣が異なることにより生じる様々な課題を解決するため、本町においても異文化交流の促進に向けた国際理解教育を推進するとともに、外国語表示を推進するなどの定住外国人への支援に取り組んでいます。
- 本町では、平成27年12月に「滑川町非核平和都市宣言」を掲げるとともに、戦争と平和に関する展示などを毎年継続的に実施し、平和の尊さを学び、平和に対する意識の啓発活動に取り組んでいます。



男女共同参画の推進や差別・偏見の解消に加え、多文化共生の視点を取り入れ、性別・国籍・文化・背景にかかわらず誰もが平等に参画・活躍できる環境を整備することが必要です。

【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
女性委員の割合	町審議会等における女性委員の割合の増加を目指します。	23.4%	35.0%
ワンナイトステイ登録世帯数	国際交流基金で実施しているワンナイトステイに協力する世帯(ホストファミリー)登録数の拡大を目指します。	5世帯	6世帯
人権教育講演会・研修会の開催数	町で実施している人権教育講演会や研修会の開催数(寿学級も含む)の拡大を目指します。	26回/年	28回/年

【 方向性と取組 】

5-3-1 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会の実現を目指し、町民への学習・啓発及び研修、相談の機会を提供し、意識啓発を図ります。また、社会の制度や意識のあり方の見直しや仕事と生活の調和を推進することにより、男女が対等に活動できる地域社会を目指します。

(1) 男女共同参画の総合的推進

第3次滑川町パートナーシッププラン前期推進計画に基づき、男女共同参画社会をさらに着実に推進するため、進捗管理に取り組みます。

(2) 男女共同参画意識の醸成

講演会や研修会の機会の提供や啓発パンフレット等を活用した啓発活動、学校教育や社会教育、家庭教育等の機会を通じ、男女共同参画社会への理解の促進を図ります。

さらに、固定的役割分担の解消を図るため、地域に根ざした継続的な取組のもと、社会の制度や意識のあり方の見直しを推進します。

(3) 男女平等の社会環境の整備

女性の雇用機会の拡大と継続して働く労働環境を確保するため、男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度、再雇用制度の啓発に努めます。

また、男女共に仕事と生活を両立できるよう、介護や子育て支援の充実を図ります。

(4) 女性の社会参画の促進

政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、審議会等の委員として活躍できる人材の発掘・育成に努めるとともに、女性委員の登用を推進し、これからの中づくりや政策に女性の意見を積極的に反映させるよう努めます。

また、研修会などの情報提供を行うとともに女性の地域活動への参加を促進します。

5-3-2 差別と偏見のない社会づくり

人権意識の高揚を図るため、社会教育及び学校教育をはじめ、あらゆる機会を通じて人権教育・社会啓発事業を推進していくとともに、差別と偏見のない地域社会づくりを目指します。

(1) 人権教育・啓発の推進

滑川町人権施策基本方針に基づき、第1次滑川町人権施策実施計画（5ヵ年）の進捗管理を行い、人権施策の推進を図ります。また、滑川町人権教育推進協議会にて研修会や人権啓発物品の作成をし、人権意識の向上に努めます。

(2) 社会啓発事業の推進

同和問題をはじめ、女性・こども・高齢者・障がい者・在日外国人等をめぐる人権問題をテーマとした講演会や研修会を開催するとともに、比企郡市主催事業である「人権フェスティバル」や「人権教育研究集会」に参加するとともに、啓発リーフレット、DVD等の啓発資料、啓発物品を活用し町民の人権意識の高揚を促します。

また、人権擁護委員による人権相談、人権啓発などを実施し、地域での人権問題へ対応します。

(3) 社会教育における人権教育

差別のない明るい社会を目指し、寿学級において人権をテーマとした講話やDVDの視聴を実施するとともに、町民を対象にした講演会・研修会の機会を提供します。また、郡や県で主催される研修会への出席を積極的に促すため、適切な情報提供に努めます。

さらに、町内小・中学校の児童・生徒が書いた人権に関する優秀な作文をまとめ、人権作文集を発行します。

(4) 学校教育における人権教育

学校における人権教育を推進していくため、教職員を対象とした研修会の実施、町内外で行われる研究会・研修会への参加・派遣等により教職員の資質向上を目指します。

また、児童・生徒の指導としては、道徳の授業の充実を図り、人権感覚育成プログラムや同和教育をはじめとする様々な人権教育を年間指導計画の中に位置づけ、小・中学校との協力体制のもとで、発達段階に合わせ計画的・総合的な教育実践に努めます。

5-3-3 多文化共生のまちづくり

国籍や言葉の壁を越え、文化を認め合い、支え合う正しい多文化理解を促進するため、異文化交流を推進するとともに、国際理解教育に努めます。また、定住外国人が暮らしやすい環境づくりを進めます。

(1) 異文化交流の推進

埼玉県や国際交流基金日本語国際センター、埼玉県国際交流協会と連携し、ワンナイトステイ事業などに取り組み、町内の異文化交流を促進し、町民一人一人の国際人としての意識づくりを進めます。

(2) 定住外国人への支援

外国人が住みやすい環境を整備するため、ホームページの充実やごみ分別収集カレンダー等の配布を行います。役場の窓口をはじめ、公共施設や道路案内板、生活情報等の外国語表示を推進し、外国人にも住みやすいまちづくりを進めます。

(3) 多文化共生の促進

多文化共生に関する情報発信を行い、町民に対し多文化共生の理解を深め、意識の啓発を図ります。

5-3-4 平和への取組

町民一人一人が戦争の悲惨さと平和の大切さを認識し、戦争のない、核兵器のない、国際平和に貢献する地域社会を創造するために、平和に関する啓発事業を実施します。

(1) 戦争写真パネル展の開催

平和について町民と共に考え、平和を愛する心を育むとともに、関係機関や町民の連携・協力により、平和な社会の構築に取り組みます。また、「戦争と平和を考える」をテーマに、戦争写真パネル等の展示を行い、町民が戦争について考える機会を提供します。

(2) 平和を学ぶ機会の提供

悲惨な戦争の歴史を風化させることなく、平和の尊さを次の世代へ確実に継承していくために、町民一人ひとりが過去の歴史に学び、平和の意義を深く理解することができるよう、平和啓発事業の一環として、平和に関する講演会、関連施設を見学するピースバスツアー及び若い世代を対象とした平和記念式典等への派遣事業を通じて、平和の大切さを再認識し共有するための機会を提供します。

(3) 非核平和のまちづくりの推進

世界の恒久平和の実現を希求し、非核三原則を堅持する立場から、非核平和のまちづくりを推進するため、平和首長会議および日本非核宣言自治体協議会に加盟し、平和への国際的・国内的な連携を深めながら、非核平和都市宣言の理念の普及と町民一人ひとりの平和意識のさらなる向上、町民ぐるみの平和事業の推進に取り組みます。

5-4

満足度の高い行政サービスの提供

【 現状と課題 】

- 高度化・多様化する町民ニーズに的確に応えることができるよう行政体制を整備するとともに、町民の満足度を高めるための環境整備が必要となります。本町では、町役場の利用満足度を高めるために、ワンフロアサービスとともに総合案内窓口の設置に取り組んでいます。
- 本町においても、自治体DXを積極的に推進しており、ICTを活用した住民サービスの拡充に取り組んでいます。今後も、さらにオンライン化を進め、町民の利便性向上を目指していくことが求められます。また、これらのICT技術を効果的に活用するため、各種職員研修や人材の育成、庁内の連携強化を図っていく必要があります。
- 町民が安心して行政サービスを受けられるよう、個人情報の保護、セキュリティの強化に取り組む必要があります。ICT環境に関するハード・ソフト両面からの対策を行うとともに、職員へのセキュリティ研修等により、対策の強化に努める必要があります。



住民ニーズに応じたサービスの充実と、ICTを活用した効率的かつ利便性の高い手続きの整備が必要となります。特に、デジタル化による利便性向上とともに、誰もが安心して行政サービスを受けられる体制づくりが重要です。

【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
eLTAXの利用率	電子申告を促進し、eLTAXの利用率の向上を目指します。 (①給与支払報告②法人住民税申告③償却資産申告)	① 71% ② 77% ③ 52%	① 89% ② 96% ③ 65%
情報漏えい事案件数	情報セキュリティの強化による情報漏えい事案の件数ゼロを継続します。	0件	0件

【 方向性と取組 】

5-4-1 行政サービスの充実

町民にとって、各種手続が、よりわかりやすく、より迅速に済むよう、案内図や課局名の表示板を設置するとともにワンフロアサービスに引き続き取り組み、町民の視点に立った満足度と利便性の高い行政サービスの提供を図ります。

(1) ワンフロアサービスの推進

行政サービスの的確な案内・誘導、各種手続の簡素化や迅速化に努めるなど、来訪する町民の目線に立った庁舎となるようワンフロアサービスを引き続き実施します。

(2) 窓口サービスの改善・拡充

業務時間外や役所以外の施設における窓口サービスのあり方について検討を進め、可能なものから実践していきます。

(3) 総合案内による行政サービスの向上

総合案内を配置し、職員が案内業務を行うことにより、画一的なマニュアル対応ではなく、来庁される町民の目的を把握し、関係部署へスムーズに引き継ぐことができる体制づくりを整えます。

5-4-2 I C Tを活用した住民サービスの拡充

電子自治体の推進により町の情報資産の電子化に努めるとともに、事務作業の効率化及び経費削減を図ります。また、マイナンバー制度の普及に努め、申請や届出の電子化等、住民の利便性を向上させるとともに、個人情報保護等、情報セキュリティの強靭化を図り、住民が安心できる体制づくりを目指します。

(1) 行政情報提供システムの充実

総合行政システムの活用により事務事業の効率化を図ります。

また、町の地図情報や道路情報及び埋設物情報等のデータベースの統一的利用により、事務作業の効率化と経費削減を図るとともに、埼玉県町村情報システム共同化によるI C T-B C P初動版(I C T部門における業務継続計画)、滑川町I C T-B C Pの定期的な見直しを行いながら、災害時における業務の継続を維持します。

さらに、関係機関と連携し、災害や事故、警報などの情報伝達の迅速化と情報の共有化の推進を図ります。

(2) 電子化による行政手続の利便性の向上

コンビニエンスストアでの各種証明書の発行を継続して取り組むとともに、マイナンバーカードの活用による自宅PCやスマートフォンからのオンライン申請や届出等について検討を進め、町民生活の利便性向上と業務の効率化を図る行政サービスの提供に努めていきます。また、利用促進に向けた交付申請しやすい体制づくりや個人情報の適切な管理と漏えい防止に努め、適正な保護措置を講じていきます。

また、eLTAXの利用率向上を図るとともに費用対効果を踏まえながら、電子申請や電子納付など効果的な方法の推進に努めます。

(3) 情報セキュリティ対策の徹底

情報セキュリティ対策の実効性を高めるとともに、職員の情報セキュリティ意識のさらなる向上のため、体制強化や研修の充実等について、積極的に取り組みます。

また、マイナンバー制度やセキュリティ対策の状況を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直しに取り組みます。

5-5 効率的で着実な行財政運営の推進

【 現状と課題 】

- 町民ニーズの多様化に伴い、行政が行う業務も多様化・複雑化しています。それに対応すべく、自治体DXの推進による業務効率の向上が求められています。本町においても、ICT等を活用した業務効率化に積極的に取り組んでいます。
- 自律的で持続的な社会を創生するためには、行政課題への計画的な対応が求められます。本町においても、「滑川町人口ビジョン」により人口の長期的な見通しを立てたうえで様々な施策展開の検討に取り組んでいます。
- 町民に信頼される町政運営には、町政に関する情報の透明性を確保するとともに、個人情報を適切に取り扱い個人の権利利益を適切に保護することが求められます。令和5年4月には、個人情報の保護に関する法律という全国的な共通ルールが適用され、本町においても本制度に基づき個人情報の保護に取り組んでいます。
- 高齢化の進行により、福祉や医療などの社会保障費が増加しています。これに伴い、歳出の抑制が難しくなり、将来的な財政負担の増大が見込まれています。また、安定的な財源確保のため、受益者負担の適正化、公有財産の有効活用、国・県の補助メニューの活用など、多角的な検討を進める必要があります。



多様化・複雑化した業務に対応するため、業務効率化や組織間の連携強化が必要です。また、中長期的な視点に基づく計画策定や、透明性の高い行政運営が求められます。高齢化の進行による社会保障費の増加等に伴い財政構造の硬直化が進んでいますが、歳入と歳出のバランスのとれた健全な財政運営を推進していく必要があります。

【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
町税の収納率	収納率の安定的向上を目指します。(町税収納額/町税調定額×100)	現年課税分 99.58% (滞納繰越分 36.41%)	現年課税分 99.60% (滞納繰越分 36.50%)
情報公開請求件数（年間）	自ら積極的な情報提供に努めるとともに、情報公開を一層進め、町政の透明性を高めます。(町政に対する町民からの情報公開請求の件数)	8件	20件

個人情報保護審査件数	適正な個人情報の取り扱いに努め、職員の認識の向上と適切な運用を図ります。(審査請求件数)	0件	5年間累計0件
民間事業者等との協定締結数（累計）	まちづくりや防災等の分野で協定を締結する民間事業者等の数を拡大します。	48件	60件
経常収支比率	経常的な収入（町税等）に対する経常的な支出（人件費等）の割合の減少を目指します。	91.9%	90.0%以下
標準財政規模に対する基金現在高の割合	標準財政規模に対する財政調整基金現在高の割合を高めます。	22.0%	20.0%以上
マイナンバーカード保有率	電子申請等促進のため、マイナンバーカード保有率の増加を目指します。（保有枚数/住民基本台帳人口×100）	77.1%	85.0%

【 方向性と取組 】

5-5-1 効率的な行政運営

効率的な行政運営を実現するため、自治体DXを推進するとともに、行政改革と行政組織の合理化、職員の能力の向上、民間活力の活用、権限移譲の推進、広域連携の充実・強化に努めます。また、公共施設等総合管理計画等に基づき、財政運営と連動した公共施設の管理・活用に取り組みます。

（1）自治体DXと業務効率化の推進

適正な文書管理に努めるとともに、電子（デジタル）化などを推進し、適切なデータ管理に努めます。また、A I・R P A等の革新的ビッグデータ処理技術の活用を検討し、事務手続の電子化・簡素化を進めます。さらに、オンライン申請やキャッシュレス決済等、住民手続のサービス向上と事務作業の効率化を図ります。

様式や情報等の共有化、物品請求書による共通事務用品の適正な在庫管理と一括購入を推進し、事務及び予算の効率化を図ります。

（2）行政改革の推進と行政組織の合理化

迅速な執行体制と効率的で着実な行政運営を図るため、デジタル技術を活用した行政改革を推進します。

行政組織の合理化を推進していくため、組織機構、事務分掌を適宜見直し、改善の余地がある部分については適正な定員管理や業務の効率化を実施し、他事業との調整を図ることにより行政運営の合理化を行います。

(3) 職員の資質向上

人を育てる職場環境づくりを目指すために、全職員を対象にした研修、業務に応じた個別研修や一部事務組合、公益的法人等への派遣の継続等、職員派遣や市町村間の人事交流を実施し、さらなる充実を図ります。

また、人事管理の基礎として活用するため適正な人事評価を実施し、職員の主体的な職務遂行及び能力開発を促進するとともに、効果的な人材育成の推進等により職員の資質・能力の向上を図ります。

(4) 民間活力の活用

PFIや指定管理者制度の導入により、施設の建設や施設管理など事務事業の民間委託を推進します。また、民間事業者や関係機関と協定を締結するなど、防災や住民サービスの向上に寄与するような体制づくりに努めます。

(5) 権限移譲の推進

住民の利便性の向上や地域の活性化のために、庁内体制や予算措置を考慮しつつ、権限移譲の推進を検討します。

(6) 広域連携の充実・強化

日常生活圏を構成する周辺市町村間での役割分担や生活機能の整備などを進め、地域の一体的な発展を図るため、広域連携や合併に関する調査・研究を行います。また、広域的な問題の解決に向けて、国や県、関係自治体との連携・協力の強化に努めます。

5-5-2 着実な行政運営

着実な行政運営を図るために、長期的な視野を持った計画を立て、全体を通した施策の重点化や予算配分を行い、行政課題に的確に対応した施策を展開していきます。

(1) 総合振興計画の策定による計画的行政の運営

総合振興計画に掲げられた将来像達成に向け、必要に応じて部門別の各種計画を策定し、その進行管理を行いながら、課題に対する総合的な調整機能の強化を図り、施策の重点化と総合性・統一性の確保を図ります。

(2) 執行体制の強化と行政評価の実施

第6次滑川町総合振興計画の基本構想に基づき、関連計画との整合性を保ちながら、計画的な行政運営に取り組みます。また、前期基本計画を指針とした3か年実施計画を策定し、毎年度の進行管理及び計画のローリングを進めるとともに、進捗状況を公表し計画の透明性に努めます。

(3) 地方創生への計画的取組

総合振興計画と一体的に策定した「第3期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、住みよい環境を確保し、将来にわたって活力あるまちづくりを推進します。地方創生の実現に向けて、人口・経済・地域社会の課題に取り組みます。

(4) 総合教育会議の設置・運営

「総合教育会議」においては、町と教育委員会部局とが共同で運営し、町長と教育委員会が「教育に関する大綱」の策定、教育環境整備や教職員の働き方改革など重点的に講すべき施策などについて協議・調整し、教育政策の方向性を共有する中で、その執行にあたります。

5-5-3 開かれた行政運営

開かれた行政運営を進めるため、情報公開の推進と個人情報の保護に努め、情報公開制度や個人情報制度の適正な運用を図ります。

(1) 情報公開の推進

情報公開制度による原則公開と併せ、町で取り扱う情報をデータベース化し、行政情報の公開について充実を図ります。町の方針を定める計画や、会議資料については、町のホームページを通じて町民に積極的に公開します。さらに、情報公開制度の円滑な運用を図るため職員の研修と町民への周知を行います。

(2) 個人情報の保護

個人の権利利益を保護するため、個人情報保護制度について適正な運用を図ります。

また、制度の円滑な運用を推進するため、職員の知識習得と町民への周知を行います。

5-5-4 財政の健全化

自主財源の確保に努め、事務事業の見直し等により、計画的・効率的な財政運営を行い、より一層の財政の健全化を図ります。また、財政健全化法を基に健全財政の運営に努めるとともに、新公会計制度による財務書類の作成・公表と併せて財政分析を進めます。

(1) 財源の確保

各執行事業について、国や県等の補助制度や交付税算入事業を検討し、積極的に導入・活用していきます。健全な財政支出を図るため、受益者負担を原則としたサービスの提供に努めるとともに、既存の公有財産の有効活用や公用の封筒裏面への広告掲載などによる収益拡大や、ふるさと納税制度を推進し、寄附金による財源確保に努めます。また、町税等の支払いについて納税者の利便性向上に努めるとともに適正な課税による税収の確保に取り組みます。

さらに、口座振替やコンビニエンスストアでの町税等の納付、スマートフォンのアプリでの決済等、多様化している税金の支払方法について、その周知に努め、納税者の利便性と費用対効果を勘案しつつ新たな税収の確保策に取り組みます。さらに、他の自治体の先行事例等も参考にしながら、企業誘致や住宅地への定住促進などのほか、歳出抑制策や歳入増加策について多角的に検討を進め、安定的な財源の確保に向けた継続的な取組を行います。

(2) 計画的な財政運営

実施計画の策定や行政評価システムと連動し、計画的・合理的な予算編成作業に努めます。また、中期財政見通しについては、公共施設等総合管理計画（アセットマネジメント）と連動するよう策定し、計画に基づく執行を行います。

財政健全化法による健全化判断比率等の指標を基に財政運営のさらなる健全化に努めるとともに、新公会計制度による財務書類の作成を行い、財政分析等を進め、財政の健全化を図ります。

(3) 効率的な公共施設の管理運営の推進

受益者負担の原則に立ち、受益者と非受益者間の公費負担の公平性、公正性を確保するためにも、公共施設の使用料など、社会情勢を勘案しながら適切な料金の徴収を図ります。

また、公共施設の長寿命化や財政運営と連動しながら管理・活用するため、公共施設等総合管理計画（アセットマネジメント）や個別施設計画に基づき、財政運営と連動した公共施設等の計画的管理に努めます。